

公務員の上司に対する意見上申と 合衆国憲法修正一条による保護の可否

— Garcetti v. Ceballos, 126 S. Ct. 1951 (2006) —

前田 聡

一 はじめに

アメリカ合衆国憲法修正一条は、連邦議会が、「言論または出版の自由」を「縮減する法律を制定してはならない」と規定する^①。そして今日、同条は議会のみならず連邦の他の部門にも、また、州は合衆国市民の特権・免除を縮減する法律を制定・執行してはならないとする修正一四条のデュー・プロセス条項を通じて州にも適用があるとされている^{②③}。

アメリカにおいては、従来、この「言論」のうち、公務員によるそれに関して、その制約の可否や程度をめぐり、様々な問題が提起され、争われてきた^④。そしてその一つとして、公務員が職務に関する不服なり疑念なりを表明する行為が修正一条の保護を受けるのか否か、というものがある。後述するように、この点に関する連邦控訴裁判所レヴェルの判断は

分かれていた。

かかる状況のなか、公務員が上司に対して意見を上申する行為につき修正一条の保護が及ぶのか否かが争われ、合衆国最高裁判所（連邦最高裁）が判断を示したのが本判決である^⑤。

二 事案の概要

被告（原告・控訴人）リチャード・セバロス (Richard Ceballos) は、一九八九年よりカリフォルニア州ロサンジェルス郡地区検察官事務所の検事補として勤務していた。

二〇〇〇年二月、係属している刑事事件の弁護人が、当該事件に関してセバロスに連絡を取り、捜索令状を取得するために用いられた宣誓供述書 (affidavit) に誤りがあると指摘

してきた。同弁護士は、セバロスに対して、当該令状の有効性を争っていることを説明し、当該事件について調査を行うことを願いだした。⁽⁶⁾

宣誓供述書を調べ、またそこに記載されている場所を訪れてみて、セバロスは宣誓供述書に重大な不実記載があると考えられるに至った。宣誓供述者たるロサンジェルス郡のシェリフ補 (deputy sheriff) に電話で問い合わせても、セバロスは納得のいく説明を受けることができなかった。

そこでセバロスは、上告人 (被告・被控訴人) たる上司のキャロル・ナジェラ (Carol Najera) とフランク・サンドステット (Frank Sundstedt) に対して、問題の宣誓供述書に不実記載があるというセバロスの意見を述べ、あわせて、当該事件の訴えを取り下げるときとの提言を記した上申書 (disposition memorandum) を作成した。

その後、三月二日に、セバロスはサンドステットに再検討を求めて、上申書を提出した。さらに数日後、宣誓供述者たるシェリフ補との二度目の電話のやりとりを記載した別のメモを、サンドステットに提出した。⁽⁷⁾

しかしながら、セバロスの再三の報告にもかかわらず、サンドステットは、刑事訴追の続行を決定した。そして、事実審裁判所は、先の弁護士による令状の有効性に関する申立について審理を行った。セバロスはその審理において弁護士側

から呼ばれ、宣誓供述書に関する自身の見解について陳述した。しかし、事実審裁判所は、結局、令状に対する異議申立を却下した。

セバロスが主張するには、これらの出来事が原因で、職場において一連の報復的な取り扱い (配置転換、転任、昇格の拒否) をされたという。セバロスは、これらの取り扱いに不服を申し立てたが、その申立は却下された。

そこでセバロスは、カリフォルニア中央地区連邦地裁に対して、合衆国法典第四二編一九八三条に基づく訴えを提起した。⁽⁸⁾ セバロスは、上申書を提出したことに對する上告人らによる報復が、合衆国憲法修正一条に反するものであると主張した。

これに対して、上告人らは、セバロスに対して報復的措施はなされておらず、また、セバロスが不服を申し立てた一連の措置は人事上必要にして適切な措置であったことを主張した。そのうえで上告人らは、いずれにせよセバロスの上申書は修正一条によって保護されないとして、裁判所に対してサマリー・ジャッジメント (summary judgment) を求めた。

連邦地裁は、セバロスが上申書を自らの職務上の義務に従って書いたものであると指摘したうえで、その上申書の内

容に関して修正一条の保護は与えられないと結論し、上告人のサマリー・ジャッジメントの求めを認めた。

しかしこれに対して、第九巡回区連邦控訴裁は、「セバロスが、上申書において不正行為を主張したことは、修正一条によって保護される言論にあたる」と述べて、連邦地裁のサマリー・ジャッジメントを破棄した。⁹⁾

三 判決

連邦最高裁は、五対四で、原判決を破棄、差戻しとした。

本件の争点は、「合衆国憲法修正一条は、公務員を、その公務上の義務に従って行った言論を理由とする懲戒から保護するの可否か」である。ケネディ裁判官が執筆し、ロバート長官、スカリア、トーマス、アリトーの各裁判官が同調した法廷意見は、「当裁判所は、公務員がその職務上の義務に従ってなした表現は、合衆国憲法修正一条によって懲戒処分から保護される、との考えを拒絶する」と結論した。¹⁰⁾

これに対して、スティーヴンス、スーター、ブライヤーの各裁判官が反対意見を執筆し、そのうちスーター裁判官の反対意見には、スティーヴンス、ギンズバークの両裁判官が同調した。¹¹⁾

四 検討

1 先例の状況

前述のように、本件では、公務員による上司に対する意見上申行為が、合衆国憲法修正一条によって保護されるかどうか問題となった。のちに詳しく見るように、本判決の法廷意見は、本件の争点が、「公務員がその職務上の義務に従って行った表現」が修正一条の保護を受けるの可否か、であるとしたうえで、複数の先例を引用しつつ、その可能性を否定した。そこで、本判決の判決理由の検討に入る前に、それらの先例について概観しておく。¹²⁾

かつて、連邦最高裁は、公務員の言論について、修正一条による保護はおよそ認められない、との立場を採っていた。¹³⁾しかしその後、公務員といえども修正一条による保護が認められる場合があることが、最高裁において確認されるようになった。

そのような、公務員の言論に関する先例の中でも、本判決との関係でとりわけ重要なのは、一九六八年のピカリング事件判決と一九八三年のコンニク事件判決である。

ピカリング事件は、教育委員会の採る政策を新聞投書によって批判した教師を解雇したことが、修正一条違反となるか否かが争われたものである。そして、同事件において、マーシャル裁判官による法廷意見は、「公の関心事 (matters

of public concern) についてコメントすることに関する一市民としての教師の利益と、被用者を通じて実施される公共サービスの実効性を増進することに関するその雇用主としての州の利益との衡量」が問題となつたのであつた。¹⁴⁾

このピカリング事件判決を踏襲しつつ、「公の関心事」とは何かについて判断を示したが、コニック事件判決である。同事件は、公務員が職場の人事政策の当否等について、職場内で行つたアンケートが問題となつたものであるが、連邦最高裁は、公務員の言論が、政治的・社会的事柄に関わるものなどでない場合には、その統制に関して広範な裁量が認められること、そして、当該言論が公の関心事を扱うものであるかどうかは、その内容、形式、文脈から決せられるべきであること、を確認したのである。¹⁵⁾

しかし、職場の外における言論が問題となつたピカリング事件や、職場の中であっても職務の一環とはいえないアンケートが問題となつたコニック事件と異なり、職場の中において、職務の内容に含まれるような言論——上司に対する報告など——が修正一条によって保護されるか否かについては明らかではなく、後述のように連邦控訴裁判所レヴェルの判例も分かれていたのである。

2 連邦控訴裁レヴェルの状況

第九巡回区連邦控訴裁による本件控訴審判決の法廷意見は、ピカリング事件判決に従つて、「公の関心事」の要件について検討したうえで、利益較量を行い、当該発言は修正一条によって保護されるとの判断を示した。すなわち、セバロスの上申書における発言は「公の関心事」を扱つたものであり、それが有する利益は被控訴人側の利益を上回るものだとしたのである。

第九巡回区連邦控訴裁は、コニック事件判決の下においては、問題の発言の趣旨が決定的なものとなると指摘したうえで、これまでも同裁判所が法執行官 (law enforcement officer) を含む公務員による汚職や不正行為などに関する発言は「本来的に公の関心事である」と判断してきたことを確認する。さらに、「公務員は、その職務遂行の過程でなされた発言について、修正第一条によって保護されない」との内容の *per se rule* を採らないことが明言された。公務員がその立場に基づいて発言することが公の議論において重要であること、また、公務員の非行を上司に報告することは公務員の義務であることから、*per se rule* が、セバロスのような内部通報者 (whistleblowers) にとつて有害であると指摘したうえで、修正一条の目的の見地からすれば、上司への報告などが日常業務であるか否かは、その報告などの内容に比べ

てはるかに重要性において劣る問題だとの認識を示した。¹⁶⁾

このように“*per se rule*”、すなわち「公務員は、その職務遂行の過程でなされた発言について、修正一条によって保護されない」という考え方は、第四巡回区連邦控訴裁が実質的に採用したとされるものである。¹⁷⁾ もっとも、本件控訴審判決によれば、こうした考え方に与したのは第四巡回区連邦控訴裁のみであると評されている。¹⁸⁾ また、ある論者の分析によれば、類似の考え方を採用したとみられる連邦控訴裁においても、第四巡回区連邦控訴裁とはやや異なる形で適用していると評価されており、しかも、それらの裁判所を含めても、連邦控訴裁レヴェルの大勢を占めているとは言いがたい。²⁰⁾

3 法廷意見・反対意見とその評価

既述のように、法廷意見は、公務員がその職務上行った言論は修正一条によって保護されないとの判断を示し、それに対して反対意見が提示されている。その対立点はつまるところ、公務員の言論のうちいかなる種類のものが修正一条によって保護されるべきか、そして保護されるべき言論とそうでない言論とをどのように線引きするか、という点に集約されると評することができよう。本件のような公務員が職務上行った言論に関しては、法廷意見はおよそ修正一条の問題ではないとするのに対し、反対意見は、そのような言論であっ

ても、一定の範囲内で修正一条の保護が認められるとする。

法廷意見の論拠は、ごく簡単にまとめると次のようになる。すなわち、まず、公務員がその職務上行った言論は、「市民として (*as a citizen*)」行った言論とはいえないこと、次に、そのように考えることは、雇用主としての政府がその活動を行うに際し裁量を有することを認めてきた最高裁の先例に照らしても正当化できること、そして、控訴審判決のような判断を採ることが裁判所に不適切な役割を担わせることになりかねないという懸念があること、が挙げられる。以下、法廷意見の議論を追いつつ、論拠を検討したい。

法廷意見はまず、先に紹介したピカリング事件判決に示された考え方を定式化した判断基準を示す。それは、第一段階で、問題の言論が、一市民として、公の関心事 (*matters of public concern*) についてなされたものであるか否かを判断し、そうであれば、第二段階で、その言論についての発言者の利益と州の利益とを比較衡量するというものである。

そこで第一段階の問題を検討すべきこととなるが、その検討に先立ち法廷意見は、公務員の言論の要保護性を検討するに際し考慮すべき要素を挙げる。それは次のようにまとめることができる。つまり、①雇用主としての政府が公共サービ

スを提供するに際して有する、被用者たる公務員の言行に対するコントロールの必要性、②公務員が有する、市民としての地位とそれに基づき享受されるべき憲法上の権利が、雇用関係によって制限されるべきではないということ、そして③問題の事柄について十分な知見を有する公務員による言論が公共の議論、ひいては公共の利益に対して果たすであろう意義の重要性、の三つである。

これらの考慮要素は、法廷意見のみならず、反対意見も共有しているといえよう。ただ、問題はこれらをどのように考慮したかということであり、その点が、法廷意見と反対意見とを分けたポイントであると見ることができよう。

以上の考慮要素を提示した後、法廷意見は本件の具体的な検討に入るが、その際、まず注目するのは、本件においてセバロスが作成した上申書が彼の検事補としての職務上の義務に基づくものであった、という点である。そのうえで、法廷意見は、公務員が職務上の義務に従って言論を行った場合、「修正一条の目的 (First Amendment purposes)」に照らし、「一市民として」発言したとはいえないとの判断を示した。セバロスが検事補としての日常の職務を遂行している際には、彼は「一市民として」行為しているわけではなく、そのことは、未決の刑事事件に関して意見を上申する書類を作

成するときも同様であり、彼が職務上発言を要求されることがあったとしても、そのことから、彼の職務について上司が評価をすることを禁じられるわけではなかったのである。

法廷意見は、「一市民として」発言したか否かをきわめて重視する。その際、法廷意見が、職務遂行過程において発言したか否かという、いわば外形的な面に注目して判断しているとも見ることができよう。以上からは、法廷意見が実質的には *"per se rule"* を採用した、との評価も可能と思われる。

この点に関しては、そもそも従来²¹⁾の先例は必ずしもこの「一市民として」という文言を重視していたとはいえないかったにも関わらず、法廷意見がこの文言を、いわば独立の要件のように扱うことで——ある論者の言に従えば、「誤って解釈し」²²⁾——、公務員の職務上の義務に従って行われたなされた発言がおよそ修正一条の保護を受け得ないという帰結が導き出されてしまったとの批判が加えられている。²³⁾

また、雇用主としての政府がその活動を行うに際して裁量²⁴⁾を有することを許容してきたという最高裁の先例に照らしても正当化されると、法廷意見は述べる。すなわち、一般に雇用主は、被用者がその職分において行った言論を統制する利益を有しており、上司は被用者が職務上行う言論の適切さを確保する必要があるという。従って、仮にセバロスの上司

が、セバロスの作成した上申書が不適切なものであると判断したとすれば、上司はそれを是正する権限を持つとする。

さらに法廷意見は、セバロスが主張し、本件控訴審判決が採用したという考え——つまり、公務員が職務上なした言論が公の関心事に関することか否かを判断する——を採ることは、裁判所が、自らふさわしくない役割を担うことになるだろうと指摘するのである。

法廷意見が自ら提示した三つの考慮要素に即していえば、法廷意見は以下のように考えたことができよう。まず、①の点については、公務員の言行をコントロールする必要性を重く見ていると評しうる。次に②の点については、一人の人間が公務員と市民という二つの地位を併有しているのだが、この地位は時と場に応じて変わるものであって、同時に並立しているわけではない、という認識を法廷意見に垣間見ることができよう。実際、法廷意見は、雇用関係を理由として「一市民として」享受されるべき憲法上の権利が縮減されるという考えに対しては消極的である一方で、公務員の職責に基づいてなされた言論が制約を受けたとしても、市民として享受すべき自由が制限されるわけではない旨指摘する。また、法廷意見は、「修正一条の目的」からして「一市民として」発言したものとはいえないとするが、ここでい

う「修正一条の目的」とは、先に挙げた考慮要素の③の、公務員の言論が公共の議論を通じて果たす、公共の利益への貢献という点と関連すると思われる。公務員の言論が、単に当該公務員の利益にとどまらず、公共の議論に貢献する可能性を有しており、そしてそれが修正一条の見地からしても保護されるべきであるという認識は、法廷意見のみならず反対意見や本件控訴審判決も有しているといえる。しかし、おそらく法廷意見は、公務員の言論が直接公共の議論に提示される場合を想定しているように思われる。逆に言えば、問題の言論が直接公共の議論に提示されるものでないとするならば、少なくともその限度で政府による制約に服する可能性を増大させることとなるだろう。

また、法廷意見の基底には、公務員の言論行為すべてを修正一条の問題として捉えることが適切であるといえるのか、という疑問なり懸念を見取することも許されよう。というのも、先に挙げた考慮要素の①と関連するのだが、政府はその政策の実効的遂行を確保するために公務員の言行について一定程度コントロールする利益と必要性を有していると考えられるからである。加えて、職務に関連するおよそすべての不服ないし不平を、修正一条の問題とすることは、権力分立——さらには、裁判所の能力——の見地から言って適切か、

という疑問も考えられよう。そしてこうした考えは、法廷意見のみならず、反対意見も共有しているものと評価できる。

問題は、以上のような考慮を前提にしたとして、法廷意見のような解決方法、つまり、公務員がその職務上の義務に従って行った言論は、およそ「一市民として」行った言論とはいえず、従って修正一条によつて保護されない、とする考えが是認されるのかどうかである。

この点で、反対意見は異なる見解を提示する。ステイヴンス裁判官が指摘するように、反対意見は、公務員が職務上の義務に従って行った言論も、しばしば保護されうる (Sometimes) のであつて、決して保護されない (Never) ということはない、という点で一致する。しかし、では、どのような場合に保護されるのか、という点で、反対意見は二つの立場に分岐する。

ひとつは、スーター裁判官の反対意見が採る立場である。スーター裁判官は——これは後述するブライヤー裁判官の反対意見においても同様であるが——雇用者としての政府には、政策遂行の利益と、公務員に対して当該政策の遂行について貢献することを求める利益とがあることを認めつつも、問題の言論が公務員の職務上の義務によりなされたことを理由に一律に修正一条の保護から除外する、という立場を採ら

ず、以下のように述べる。すなわち、公務員が不正行為や市民の健康・安全に対する脅威について採り上げることは、政府が政策推進について有する利益に優越しうるものである。そして、こうした問題について、公務員がその職務上の義務を遂行する過程で発言するときには、修正一条による保護を主張しうる、と。

反対意見のもうひとつの立場は、ブライヤー裁判官によるものである。ブライヤー裁判官は、スーター裁判官の立論に一定の同意を示しつつも、それとは異なる、次のような反対意見を述べる。すなわち、本件で問題とされる言論は専門家、つまり法律家としての言論であり、そのような言論は専門家の倫理規範による規律に服する。また、本件の場合、憲法が政府の専門家に対して発言する義務 (speech obligation) を課しているとも指摘する。そのうえで、このように、専門家としての、そしてまた、特別の憲法上の義務とが双方存在する場合には、被用者の言論を特別に保護する必要があるとする。従つて、先のピカリング事件判決に基づく二段階の判断基準の第二段階のテスト、つまり発言者の利益と州の利益とを比較衡量することが求められることになる、と。

既に指摘したように、法廷意見も反対意見も、前提となる認識そのものから違ふわけではなく、むしろ共通する部分が

多いと見てよい。にもかかわらず帰結において違いが生ずるのは、その前提部分についていかなる考え方ないし評価を採るかで違いが見られるからであろう。たとえば、考慮要素の③について見ると、先述のように法廷意見の考え方によれば、公務員の言論が直接公共の議論に参画するものであることが重要視されると見られるのに対し、反対意見によれば、必ずしもその言論が直接に公共の議論に参画することを求めているわけではない。

また、公務員による言論をすべからず修正一条の問題と捉えるべきか、という点について、懸念を有するのは、法廷意見も反対意見も共通して見られるところである。つまり、法廷意見がコニツク事件判決の一節を引用しながら指摘するように、修正一条が公務員に対し一定の権利を保障するからといって、そこから直ちに、雇用関係から派生する公務員の不平等が憲法上保護されるべき言論となるわけではないと考える点は、反対意見も同様であると思われる。

そこで、法廷意見と反対意見とで、公務員のどのような種類の言論ならば保護の可能性を認めるか、という問題になってくる。既述のように法廷意見は、実質的に“*per se rule*”と同じような考え方を採用することで問題の解決を図ろうとする。職務上なされた言論か否かで保護の可否を決するという考え方は、一見すれば、少なくとも反対意見のように、言論

の内容を実質的に問わざるを得ないような基準に比べれば明確であり、裁判所が行政活動に過度に干渉する危険性をあらかじめ排除することも可能となるようにも思われる。

しかし、既に見たように、“*per se rule*”自体必ずしも好意的な評価を受けているとは言いがたく、連邦控訴裁レヴェルでは決して大勢を占める考え方とはいえなかった。さらに、既に本件に後続する事件の中には、ある言論が、公務員の「職務遂行でなされたか否か」が問題とされているものがある、との指摘もある。とすると、“*per se rule*”の採用が、保護されるべき言論とそうでない言論とを明確に判別することに資するか否かという点で、疑問の余地も生じよう。

加えて、法廷意見はいわゆる内部通報者保護法制や労働法制などによる保護の可能性を指摘する。すなわち、確かに政府や公務員の問題を社会に対して明らかにすることは重要なことではあるが、そうした行為は内部通報者保護法制などによって保護されようという。

これに対して、スター判官が反対意見において、少なくとも従来の内部通報者保護法制に種々の欠点——公務員の非行に関する言論が必ずしも全て保護されるとは限らないという点や、州や連邦などでその保護態様が区々であるという点など——が内在することを指摘する。こうした指摘に鑑

みると、先の法廷意見の認識が果たして十分な説得力を持ちうるか、疑問も生じよう。というのも、保護の態様が区々々であること自体が、政府や公務員にまつわる問題を告発することに対して抑圧的な効果を生み出すとも考えられるからである。

五 終わりに

以上のように、連邦最高裁は、公務員がその職務について上司に対し意見を上申する行為について、修正一条の保護が及ばない旨の判断を下した。だが既に見てきたように、法廷意見の採用した考え方に対しては、強い批判が予想される。

さらに、ピカリング事件判決、コニック事件判決との関係から考えると、上司に不正行為を報告するという職務上の行為ならば修正一条の保護を受けないが、上司に報告するのではなく、マスメディアなどを通して広く世間に知らしめれば修正一条による保護を受けうる、との指摘も存在する⁽⁸⁾。こうした事態は、矛盾とまではいかなくとも、いささか奇異な感も生ぜしめるところであろう。

注

- (1) U.S. Const. Amend. I.
 (2) U.S. Const. Amend. XIV.

(3) *Gitlow v. New York*, 268 U.S. 652 (1925).

(4) 公務員の言論と合衆国憲法との関係についての日本語文献として、例えば、T・I・エマソン「木下毅『現代アメリカ憲法』(東京大学出版会、一九七八年)二四五―二四八頁、宮原均「公務員と表現の自由——アメリカにおける最近の判例の傾向——」(国士館大学比較法制研究一九号(一九九六年)一四五頁、松井茂記「アメリカ憲法入門」(有斐閣、第五版、二〇〇四年)一八七―一八九頁がある。

(5) 本判決については、評釈として『*The Supreme Court, 2005 Term*——*Leaching Cases*, 120 HARV. L. REV. 125, 273-83 (2006) [hereinafter *Leaching Cases*]』がある。なお、本件控訴審判決に関しては、評釈として『Melissa Liethy, Note, “SAY WHAT?!”: Defining Free Speech Protection for Public Employees: *Garcetti v. Ceballos*, 7 FL. COASTAL L. REV. SPECIAL SUPP. 53 (2006)』がある。また、後述の“*per se rule*”の妥当性につき同判決を契機に検討を加えた論稿として『Marni M. Zaak, Note, *Public Employee Free Speech: The Policy Reasons for Rejecting a Per Se Rule Precluding Speech Rights*, 46 B.C.L. REV. 893 (2005)』がある。

(6) セバロスによると、弁護士が未決事件について調査を願ひ出ることは珍しいことではなかったという。

(7) なお、セバロスの供述によると、宣誓供述書に関して、セバロス、サンドステット、ナジェラに加え、宣誓供述者とロサンジェルス郡のシニエリフ事務所他の職員らによる会合がもたれたという。

(8) 合衆国法典第四二編一九八三条(42 U.S.C. §1983)は、州公務員により憲法上の権利が侵害された場合に、当該公務員個人の賠償責任を認めた規定である。同条項については、日本語文献として、例えば、植村栄治『米国公務員の不法行為責任』(有斐閣、一九九一年)、藤井樹也『Civil Rights Actsの一断面(一―五・完)』(三重大学法

- 経論叢一五卷一四二頁、一六卷一四三頁、二五卷五三頁、一七卷
 九三頁、一八卷一四六頁(一九九七—二〇〇〇年)参照。
- (9) *Ceballos v. Garcetti*, 361 F.3d 1168 (9th Cir. 2004).
- (10) *Garcetti v. Ceballos*, 126 S. Ct. 1951, 1955-62 (2006).
- (11) *Id.* at 1962-63 (Stevens, J., dissenting); *id.* at 1963-73 (Souter, J., dissenting); *id.* at 1973-76 (Breyer, J., dissenting).
- (12) 先例の位置づけについては、以下の文献を参照した。LAURENCE H. TRIBE, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW* §12.1.8, at 930 n.15 (2d ed. 1988); *Zack*, *supra* note 5, at 896-900.
- (13) *See Leading cases*, *supra* note 5, at 273. 下の考え方は、ホームズ
 (Oliver Wendell Holmes) 連邦最高裁判事がマサチューセッツ州最高
 裁在職時に執筆した意見に由来するもので、「公務員の地位は「特権」
 であり、ゆえに公務員の政治的行為は制限を受けずともやむを得ない
 ことである。See *Meauliffe v. Mayor of New Bedford*, 29 N.E. 517 (Mass. 1892).
- (14) *Pickering v. Board of Education of Township High School District 205*,
 Will County, 391 U.S. 563, 568 (1968) [紹介: 久保田きぬ子・アメリカ
 法一九七一年二五三三五頁]。
- (15) *Connick v. Myers*, 461 U.S. 138, 146-48 (1983) [紹介: 憲法訴訟研究
 会「芦部信喜編『アメリカ憲法判例』(有斐閣、一九九八年)一〇頁
 [新井章]]。
- (16) *See Ceballos v. Garcetti*, *supra* note 10, at 1175-78. 下のような控訴審判
 決を支持するものとして、Lieny, *supra* note 5, at 53.
- (17) *See Urofsky v. Gilmore*, 216 F.3d 401, 407-08 (4th Cir. 2000). *See also*
Zack, *supra* note 5, at 902-03.
- (18) *See Ceballos*, *supra* note 10, at 1177 n.7.
- (19) *See Zack*, *supra* note 5, at 901-10.
- (20) 本件控訴審判決によれば、第二(Lewis v. Cowen, 165 F.3d, 154 (2d
 Cir. 1999))、第三(Baldassare v. New Jersey, 250 F.3d 188 (3d Cir.
 2001))、第五(Kennedy v. Tangipahon Parish Library Bd. of Control, 224
 F.3d 359 (5th Cir. 2000))、第六(Rodgers v. Banks, 344 F.3d 587 (6th Cir.
 2003))、第七(Delgado v. Jones, 282 F.3d 511 (7th Cir. 2002))、第一〇
 (Dill v. City of Edmond, 155 F.3d 1193 (10th Cir. 1998))、第一一(Fikes
 v. City of Daphne, 79 F.3d 1079 (11th Cir. 1996)) の各巡回区連邦控訴裁
 が、“*per se rule*”を否定した。と主張。See *Ceballos*, 361 F.3d at 1176.
 ただし、第五、第七の各巡回区連邦控訴裁に比べて、“*per se rule*”を異
 なる形で採用したこの評価もあろう。See *Zack*, *supra* note 5, at 908-09.
- (21) *See Leading Cases*, *supra* note 5, at 277.
- (22) *Id.* at 278.
- (23) *Id.*
- (24) *Id.* at 281.
- (25) *Id.* at 280. もともと、近時「公務員がメディアに対してリークする
 行為を訴追しようとする動向があることを指摘し、不正行為を暴く
 行為そのものが保護されなくなることについて懸念を示す見方もあ
 る。See *id.*
- ※本稿校正時に、Krysal Loplato, *RECENT CASE: Garcetti v. Ceballos: Public
 Employees Lose First Amendment Protection for Speech within Their Job
 Duties*, 27 BERKELEY J. EMP. & LAB. L. 537 (2006) に接した。
- (筑波大学大学院博士課程人文社会科学学研究所社会科学専攻)